

ID: 33

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町公民館設置及び管理に関する条例 第9条		
例 規 番 号	平成元年 条例第17号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第九条 公民館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日